

心理専門職としてのスクールカウンセラー

小 西 宏 幸

1. スクールカウンセラーとカウンセリング

本邦でスクールカウンセラーが導入されてから何十年か経過した。高校生が心理学を学びたいとの動機に駆られる1つの理由には、それまでの学校生活にスクールカウンセラーなる職業が身近な存在として認識されてきたことが考えられる。要は、スクールカウンセラーになりたいから心理学を大学で学びたいと考える学生が比較的頻繁に観察されうる。本稿ではスクールカウンセリングにおける担い手、そして、相談内容およびアプローチの変遷を概説として示したい。

2. 教師マインドとカウンセリングマインド

「カウンセラーは心理専門職なのか？」との問いは、ある意味、重要である。教師による指導はカウンセリングではないと考えられることがある。一般的には心理学はカウンセリングであると認識されることが多い。しかし、元来、カウンセリングは心理学に限定したものでなく、相談場面全般の知識および技法である。特に、学校教師の行う進路指導は **Williamson** が示した指示的なカウンセリングの方法論と親和性が高い。その一方で、学校教師が研修などでカウンセリングを学ぶ場合、まず基本的に選択されやすい体系は、指示的アプローチのアンチテーゼともいえる **Rogers** の方法論といえよう。

時折、学校組織の外部からの支援者であるスクールカウンセラーに対して「学校現場で活動するからには、教育学の基礎知識が不可欠である」と考えられることがある。教師向けのカウンセリング研修会が、教育センターや教育委員会などで企画される際、教師側からすればカウンセラーの立場を学んでいるので、カウンセラーも教師の立場を理解すべきとの認識があることも推測される。しかし、元来、カウンセリングの主たる担い手は「心理専門職」よりも「学校の教師」と考えることも可能である。わが国では、スクールカウンセラーが臨床心理士や公認心理師の有資格者にとって、具体的な職業の1つとして認識されている。ただし、心理専門職が学校に限らず業務を遂行する場合、カウンセラーやセラピストではなく、厳密には「サイコロジスト」の立場としてなのである。

3. 臨床心理士とスクールカウンセラー

国家資格である公認心理師が成立する前は、臨床心理士がスクールカウンセラーになるための有利な資格とされていた。そして、わが国の場合、臨床心理士には、必ずしも心理学を基本としていない立場もあった。現在では臨床心理士を取得するためには、臨床心理士プログラムを有する大学院を修了しないと受験資格は得られない。ただし、この大学院への入学は、出身大学の所属が心理学部および心理学専攻であることは必須ではない。つまり、心理学を基本としない臨床心理士（ある意味、この表現自体が奇妙ではあるが）もスクールカウンセラーを担っている。このスクールカウンセラーは心理学を基本としない実践家の場合もある。スクールカウンセリングを「学校カウンセリング」と表記すると、教師が担当するカウンセリングとの誤解をまねくことから「学校臨床心理士」の表現が用いられることもある。

4. 公認心理師とスクールカウンセラー

公認心理師という国家資格が、わが国で成立してから約5年が経過した。2022年度は受験資格における経過措置期間の最終年度である。公認心理師は元来、学部から心理学を体系的に学ぶ「サイコロジスト」としての立場を明確にするための国家資格といえる。経過措置期間には、多くの臨床心理士が公認心理師の資格を取得している。さらに、精神科医や社会福祉士など、他の対人援助職の資格を有する実践家も経過措置期間では公認心理師の受験資格を得ることも可能である。

わが国において公認心理師が存在していなかった時代では、臨床心理士がスクールカウンセラーの主たる担い手であった。ただし、地域によっては、臨床心理士の数が十分でなく、臨床心理士を有していない者がスクールカウンセラーを担うこともあった。これに関連して、心理学に関する他の資格、たとえば「臨床発達心理士」もスクールカウンセラーの業務を遂行できると示される場面も生じた。しかし、スクールカウンセラー業務における臨床心理士ほどの普及は認められなかった。もちろん、臨床心理士と臨床発達心理士のダブルライセンス有資格者がスクールカウンセリングを担当するケースも認められる。臨床心理士に比して、臨床発達心理士はより心理学を基盤にした資格といえる。なお、学校心理士の資格は、名称的にスクールカウンセラーの担い手としてのイメージがしやすいものである。しかし、実際には、公認心理師や臨床心理士を所有していない、学校心理士資格所有者がスクールカウンセラーを担当している現場はそれほど多くないと思われる。

そして、公認心理師が本格的に始動しはじめてからは、スクールカウンセラーの担い手として、①公認心理師有資格者 ②臨床心理士有資格者 ③その他 となった。資格名だけで考えれば、国家資格が大きな要因になっているのか、臨床心理士よりも公認心理師が優先されるとの印

象を与える表記である。

なお、「公認心理学」なる心理学の分野は存在しない。公認心理師の資格には心理学全般の知識が必要といえるが、実践領域となると「臨床心理学」が中核を担うことになる。ただし、後述するが、日本における臨床心理学は欧米に比較すると特異な側面を有する。国家資格としての公認心理師において、モデルになる臨床心理学の導入も重要な観点である（たとえば、Llewelyn, & Doorn (2017) を参照）。

公認心理師の文脈では、活動領域（分野）は①保健医療 ②福祉 ③教育 ④司法・犯罪 ⑤産業・労働の5つに分類される。スクールカウンセリングは学校が舞台になるので、③教育の分野に該当するといえる。ただし、これらの5分野はそれぞれの特色を有しつつも重複する問題も多い。たとえば「学校は病院ではないからスクールカウンセラーは精神疾患の知識は有する必要はない」では務まらない。

なお、学校への出前カウンセリングという特色がスクールカウンセリングに認められるならば、問題なり課題が発生する前の予防も重要な活動といえる。この時、心理教育の側面を意識した活動も重要である。たとえば、堤 (2017) は学校場面における中高生に対するうつ病予防のための心理教育プログラムを提示している。

5. 臨床心理士と公認心理師の比較：心理専門職の資格として

既述のように、公認心理師は日本で初めての心理専門職に関する国家資格であり、経過措置の終了した後は、基本的に学部から体系的に心理学を学んだ者に対して受験資格が与えられる。しかしながら、山中 (2022) の記述を参照すると、公認心理師よりも早い段階で「国民の心の健康を守る」という至上目的で成立していた「臨床心理士」をそのまま国家資格化に移行すべきであったとの主張が認められる。

公認心理師は大学院ルートや実務経験ルートなど、いくつかの受験資格があるが、学部での体系だった心理学カリキュラムが必要最低限といえる。換言すれば、大学院さえ条件を満たしていれば学部教育は不問として受験資格のある臨床心理士と、学部での心理学教育が受験資格の必要条件とする公認心理師の対比も可能である。

過去において、臨床心理士がスクールカウンセラーの担い手として中核的な資格であった経緯からか、国家資格である公認心理師の位置づけに対して、複雑な記述を展開する動向も認められる。たとえば、石田 (2022) は、「**EBM** を根幹においた厚労省によってつくられた医療のための公認心理師業務と、文化・教養・哲学、その他の周辺領域の学問をも人の理解として包含する経験的解釈学を重視するレガシーとしての臨床心理士業務だからこそ、まったく別物として～」と表現することによって、公認心理師と臨床心理士を対比している。たしかに、医療分野における実習を必要条件としている公認心理師の養成カリキュラムは大きな特徴の1つを示している。公認心理師は医療分野に特化した資格ではないものの、学校場面であろうが、産業場面であろう

が、心理職にとって精神医学ないし精神病理学などの知識は不可欠であろう。

これに関連するが、山中（2022）によると、学部で学習すべき心理学カリキュラムに対応した資格である認定心理士が「心理臨床には無能な一般心理資格」と評されることもある。ただし、これまでの日本における臨床心理学（あるいは日本独特の表現である心理臨床学）が心理専門職に必要な知識および技能を網羅できているとは断言できない。早期から、日本の臨床心理学に対して警鐘を鳴らしていた立場も認められる。たとえば、丹野（2001）によると、臨床心理学先進国の欧米に比して、日本の臨床心理学は①心理アセスメントなし ②認知行動療法なし ③実証にもとづく治療評価なし ④測定に基づいたりサーチなし、日本にあるのは心理療法とカウンセリングだけである、と記述されている。心理療法はサイコセラピーと表現することもできるが、サイコセラピーとカウンセリングは心理学に特化した業務ではない。「臨床心理学は心理学とは異なる」の主張は、サイコセラピーやカウンセリングを重視する立場の一部に認められる。仮に、臨床心理学が心理学ではないのなら、臨床「心理学」と表記自体が適切ではない。

ところが、心理学で重視されるエビデンスのある研究知見を実際の臨床活動に反映させる場合、留意すべき事象も多い。心理学的なエビデンスを誤用することによって、面接場面における臨床的な有効性が損なわれることもある。専門家が自身の経験に即した、ある種の法則が、心理測定法的な研究によって、それほどどの決定係数は示されないことがある。一方、わずかな相関関係であっても、心理学および社会科学のような複雑な事象を扱う学問領域ではデータ数が多くなれば、それほど高くない数値でも有意になる傾向があり、それを過度に解釈するのも大きな問題となる。

仮に、虐待の予測変数として「世代間伝達」「発達障害などの要因に起因する育てにくさ」などが、それほど大きな決定係数を有さないとの研究知見が心理測定法的観点で示された研究知見があったとする（虐待のリスク要因に関する詳細な説明は、原田（2020）が参考になる）。ところが、ある事例で「これは虐待ではありません。しつけです。私も両親からこのような方法でしっかりと教育されました」のような主張があったとする。現実的なやりとりとはいえませんが、このような場面で「実証的なデータからして、それがあなたの行っていることの原因であるとはいえないのです」と切り返したところで、常識的に考えれば、功を奏さないことがほとんどであろう。これは全体的傾向を過度に個別事例に対しても当てはめようとした結果、生じるともいえる。ただし、このような単純明快な介入が効果的な事例はまったく存在しないとも断言できない。

6. スクールカウンセラーの外部性と内部性

多くの場合、スクールカウンセラーは非常勤の立場であり、学校外部の存在といえる。それに対して、スクールカウンセラーの常勤化を考える場合、学校内部の存在となる。時折、私立の教育機関において、常勤のスクールカウンセラーが認められる。この問題の背景には、学校現場の

教員や保護者から「相談しようと思っても、その時にスクールカウンセラーの人がいない」と利用のしにくさを指摘される要因が考えられる。日本臨床心理士会（2022）はスクールカウンセラーの常勤化にむけての調査報告書を文科省に提出しているが、まさに「いつでも身近に相談できる」スクールカウンセラーは、制度導入後、約30年経過した時期で、ようやく本格的に検討されはじめたと考えることもできる。

なお、スクールカウンセリングが、週1回とか年間～回などの制限があると、後述する非行や虐待、さらには自死や家出などの危機的状況に遭遇する際、次の面接日まで一定の空白期間が生じるため、集団的守秘義務の原理に基づく行動が求められる。場合によっては、他職種連携の観点から、学校現場以外の専門機関へのアプローチも視野に入れる必要性がある。

7. スクールカウンセリングとキャリア・カウンセリング

大学では就職指導、キャリア支援という要因は重要であるが、中学校や高校でも進路指導の場面では、常に学生が進学を選択するわけではない。つまり、将来の職業選択を含めたキャリア・カウンセリングの視点も無視できない。大学ではスクールカウンセリングという表現はほとんど使用されない。学生相談の切り口で進路相談が展開されることもあるだろう。また、内定にこぎつける就職活動の過程が主たる相談テーマの場合は、就職課およびキャリア支援課、キャリアセンターなどが相談の窓口になることが大半である。

中学校や高校でスクールカウンセラーが進路相談を扱う場合、担任教師や進路指導の教員が行う方法とは異なることが想定される。もちろん、心理カウンセリングと教師によるカウンセリングが完全に異質であるとは断言できない。というのも、学校の教師が研修などでカウンセリング技法を学ぶ際、傾聴技法に触れることも多いので、技法としては心理カウンセリングと重複することも珍しくない。

キャリア相談および進路相談におけるスクールカウンセラーの役割は多様ではあるが、その1つにクライアントの人生、つまり、ナラティブ・ストーリーに寄り添うことが考えられる。また、相談の主訴が不登校の場合、本人や保護者がどのような進路先があるかを相談してくることもある。この時、現実検討力の観点から、調査書（古典的には内申書）のポイントが非常に低く、偏差値の高い進路先に合格する可能性が皆無に近いようでも、志望校の変更を受容できない事例がある。その一方で、努力してまで試験を受けたり、再登校したりすることを回避したいクライアントの場合、入試の難易度が低い、学力試験に関して、ほとんど無試験状態で受かる高校や専修学校を選択する事例もある。原則的に、進路決定は当事者の問題であるので、周囲から強制的に選ばせるものではない。ただし、「本人が嫌がるので」「本人のやる気がないので」と、ほぼ現状で受け入れてくれる進路先を探し、そこに入ってもらっただけではキャリア・カウンセリングとして妥当に機能しないことがある。中学校における進路指導、要は、進路先を確保するだけでなく無条件で進級および卒業をさせ、少子化の社会状況から、まず不合格にならない進学先情

(34)

報を進路相談で提供される場面は多い。しかし、目先の未来のみを優先させた進路相談では、いつかは当事者の人生で行き詰まりをきたす場合が少なくない。あくまで授業料を支払ってくれるお客さまとして扱ってもらえる進路先は確保できる。ただし、就職活動の場面で、努力および自己変革がなされない学生を採用する企業はよほどの人材不足の状況といえよう。

8. コロナ事情と遠隔カウンセリング

コロナの収束は見通しがついていないといえる。対面でのカウンセリングにリスクを想定する際、スクールカウンセリングの場面でも面接室として使用している場所にインターネット環境が整備されていれば、ZOOMなどを用いた遠隔カウンセリングも方法論的には考えられる。ただし、対面式のカウンセリングに比して、非言語的な行動観察がパソコンの画面上だけでは十分に遂行できないことがある。特に、上半身だけが画面提示されている状況では顕著であろう。しかし、電話カウンセリングと比較すれば行動観察の情報が多いことは事実であるし、どうしても面接室に來られないクライアントに対しては、1つの有効な手段といえるだろう。

9. 不登校：コロナ事情とその爆発的増加

元号が令和に変わり、コロナ事情が出現する前までは、義務教育年齢における不登校の年間事例数は12～13万人くらい（これでも子どもの数が年々減っていることを考えると、多いのだが）で上下していた統計資料が、コロナ禍から加速度的に増加してきた。2022年度で24万人を上回る事態となった。元来、わが国では不登校に対して寛容な社会的環境が維持されてきたが、それに輪をかけて外出しないことが推奨され、不登校の合理化がなされる状況になったともいえる。

ひきこもりタイプの不登校に限定すれば、このような現象はわかりやすいといえるが、不登校でも怠学傾向が目立つ事例、あるいは、非行を伴う不登校の場合、コロナ事情が学校回避の大義名分に利用されることも多い。コロナがなかった時代でも台風などで学校が休学になった際、平日はカラオケが安いなどの理由で外出する現象は認められた。しかし、コロナのお墨付きがでると「偽りの恐怖症」を理由に不登校状態になり、それと矛盾するように、外出して遊ぶ学生も珍しくなくなってきた。

第6波や第7波に象徴されるコロナ終息の見通しがたない状況下では、ゼロ・コロナ対策が困難であるとの社会的認識は、ウィズ・コロナ対策が学校現場にも要求され、オンライン授業およびオンデマンド授業の一般化が検討され、学生側による「わざわざ対面授業で学校に出向かなくても～」の主張が認められやすい社会的環境になってきた。

ただし、本邦における不登校事例の増加に関する問題は、コロナ禍に限定されるものではなく多様な視点が必要である（たとえば、伊藤（2022）参照）。これは支援法や介入計画に大きく影

響する。スクールカウンセリングが学校内の1室を利用して展開される文脈では、本人とのカウンセリングが成立しない事例も多い。その場合、相談場面に登場するのは保護者や教師である。不登校を呈している当事者以外のクライアントに対しては、システム論的家族療法の視点や認知行動療法における心理教育などが重要な手段となる。

また、松隈(2020)が紹介しているように、近年、心理学におけるポジティブサイコロジーの視点を不登校やひきこもりの事例に適用する試みも認められる。ただし、元来、心理学は精神医学とは異なり、異常心理学および精神病理学を基本にするわけではなく、ポジティブサイコロジーは心理学にとって決して目新しいアプローチではない。

10. スクールカウンセリングにおける重複利用の問題

不登校の事例に多いのが心理専門職の重複利用である。もちろん、この問題は不登校事象に限ったことではないし、スクールカウンセリングの現場に限ったことでもない。ドクターショッピングとの表現があるように、同じ期間内において、異なる複数の専門機関で複数の心理専門職からの継続的な支援を享受する事例が認められる。この現象は原則的に好ましいとはいえない。しかし、実際の現場では、「連携」という表現を大義名分にしてクライアントおよび社会の不利益になると想定される場面も認められる。特に、税金を投入して運営される支援機関では、クライアントにお金がかかるという実感がないため、利用できるものは何でも利用しようとする認識から、重複利用の事態が生じやすい。一方、私設心理相談機関を利用する場合なら、1回の心理カウンセリングで、それなりの金額を払うことになる。このような専門機関の重複利用では、回数が重なるにつれて経済的負担が大きくなる。

重複利用の問題には、多様な対応が考えられるが、その1つにインテーク面接時にアセスメントを徹底的に行うことである。「既に利用している専門機関はあるのか?」「これまで利用してきた専門機関はあるのか?」など、丁寧に問いかけ、当該機関での心理カウンセリングの開始が重複利用の問題に抵触していないかを把握する作業が重要である。スクールカウンセラーの現場でも、クライアントが他の専門機関を利用していることを知らないまま、カウンセリングを開始してしまい、後日、それが発覚しても、「今更、後にはひけない」のような支援活動を継続してしまう事例は後を絶たない。

利用中の専門機関がクライアントにとって、実費は発生していないとしても、重複利用の文脈では、多くの負担が生じている。同じ内容の話を繰り返し、異なる専門家に伝えなければならないことが具体例の1つだが、どの内容を誰に伝えたかの情報の整理は几帳面なクライアントであっても、かなり難しい。さらに、文脈の観点から、ワンセットで初めて効果的なカウンセリング利用も、場面ごとに、異なる専門家による対応策を、クライアントがご都合主義的につまみ食いしても、実効ある結果は生じないといえる。

時間の要因も忘れてはならない。仮に50分のカウンセリングを異なる専門機関において、1

(36)

週間で別々に2回、受けるとするならば、時間的拘束が生じる。このような負担を背負ったとしても、問題解決が週1回50分のカウンセリングよりも2倍速くなることは通常あり得ない。

医療現場におけるATスプリットではないが、個人カウンセリングのみを実施しているスクールカウンセラーが、不登校の事例に対して個人カウンセリングを実施していないフリースクール、あるいはフリースペース⁽¹⁾、場合によっては放課後のディケア（不登校や発達障がいなどの事例が利用していることも多い）などの利用によって連携（役割分担）を狙うこともある。

なお、スクールカウンセラーなる学校外部からの専門家の導入が検討された大きな社会的背景として、不登校およびいじめの件数の多さによるものといえるが、地域や学校によっては、これらの非社会的な問題行動よりも、校内暴力および非行に代表される反社会的行動が喫緊の課題として重視されることもある。

11. 非行

スクールカウンセラーは導入時、不登校対策の1つとして、みなされていた。ただし、不登校が非社会的行動、非行が反社会的行動と対比された時、「受容的な対応を主とするスクールカウンセラーは暴力や非行の問題に対しては無力である」と学校現場で認識されることもあった。心理専門職側からすれば、このような論点は妥当ではないとの見解も生じる。というのも、不登校には非行をとまなう事例も珍しくないし、いじめに関しても、被害者支援だけでなく加害者支援の側面もある。いじめの内容が暴力や恐喝などに該当する場合、犯罪として認識することが重要な場合もある。学生の年齢から考慮して、常識では考えられないほどの金額を恐喝され、被害者が自死（自殺）に至った事件を鑑みると、犯罪事象として、警察や家庭裁判所などの司法・犯罪機関との連携は不可欠である。

ところで、非行は犯罪と無関係ではない。その一方で、すべての非行が犯罪に該当するわけでもない。非行と犯罪には重複する部分としない部分がある。たとえば、非行を少年事件、犯罪を成人事件と対比することもある。また、非行少年を犯罪少年、触法少年、虞犯少年と下位分類する際、虞犯少年はまだ法に触れていないため、犯罪事象とはならない。そして、非行は年齢的な要因から、警察や家庭裁判所だけでなく児童相談所や児童自立支援施設との連携が必要な事例も認められる。少年鑑別所や少年院、少年刑務所などが非行および犯罪における重要な機関であることはイメージしやすい。ただし、加害者の年齢によっては、児童相談所に代表される福祉に関する施設との連携も重要である。たとえば、小椋（2019）によると、児童相談所における非行相談の対応件数はそれほど多くないものの、児童相談所は家庭から子どもを引き離す「一時保護」の権限を有している。ただし、触法少年がまず児童相談所に送致されるといっても、重大事件の場合は原則、児童相談所から家庭裁判所に送致される。

なお、高校生の年齢層におけるギャンブル依存の問題は非行との関連性も認められる。ギャンブル依存は、若い年齢層では女性よりも男性に該当者が多い。たとえば、学校に行かずに、パチ

ンコに耽る事例は、依存症という精神病理学的視点のみならず非行の側面も包含されている。ギャンブル依存は、医療領域での心理療法が視野に入ってくる現象であり、依存症に対する有効な支援法の1つに動機づけ面接法がある。このような側面も公認心理師の重要な活動の1つである。

これらの事象を鑑みると、学校現場は司法・犯罪、福祉、医療との多職種連携が重要な視点となる。臨床心理士がスクールカウンセラーの中核的な担い手であった時期でも、関係機関との連携は重要と認識されていたが、公認心理師の制度が確立されてから、さらに重視されるようになったと考えられる。

12. 虐待

虐待は犯罪事象であると明確に定義できるほど単純な問題ではない。たとえば、身体的虐待や性的虐待は暴行や傷害などの罪の文脈で把握できるかもしれない。しかし、心理的虐待となると、いじめやハラスメントの問題（これは学校だけでなく産業・労働場面でも大きな問題となる）と同様、司法的な判断として常に有罪判決になるとは限らない。

なお、虐待において、表面化しにくい事象が不登校に関わる事例に多い。これは本邦では特に意識すべき重要事項である。つまり、保護者が、そして社会が「別に学校（小学校や中学校）に行かなくてもいい」「(客観的に見て明確に落ち度が学校側になとしても) あんなひどい学校には行かなくていい」などの主張によって、小中学生の不登校状態を容認してしまうことである。ある地域では「このような保護者の態度が変化しないと判断した場合、児童相談所に虐待事例として通報します」と毅然とした態度をとる専門家も存在する。ただし、全国一律的に、このような通報から、児童相談所が保護者に対して、「あなたの行っていることは、子どもから教育を受ける権利をはく奪しているという意味で虐待に該当します」と示すことによって、不登校問題が解決するかは疑問である。というのも、わが国では、義務教育年齢の不登校に関して、学校現場をはじめとして社会全体が寛容である。子どもを学校に行かせることができないからとの理由で保護者が親権を剥奪されたり、児童相談所に一時保護されたりする事例は非常に少ないといえる。

13. 危機介入における多職種連携

既述のように、スクールカウンセリングに限ったことではないが、非行や虐待の事例において、学校現場は、警察や家庭裁判所などの司法・犯罪機関および児童相談所などの福祉施設（たとえば、米田（2019）を参照）との連携が重要となる。また、近年では学校現場における他の専門職（たとえば、スクールソーシャルワーカー）のリソースを適切に活用することも不可欠である。

ところで、虐待における危機介入の問題で児童相談所に通報するだけで一安心と認識することは早急である。虐待死といった痛ましい事件は後を絶たない。児童相談所への通報事例数が増加したとしても、残念ながら最悪の結果で終わることも珍しくない。この背景には、児童相談所における1人の職員が抱える事例数が多すぎて、緊急事態でも即座の対応が困難であると指摘されることがある。

虐待死の事件が生じると、マスコミ報道等で、識者として、法律の専門家が登壇を求められることがある。そのなかには、児童相談所に一時保護の機能を持たせずに警察にまかせるべきである。そして、児童相談所は子育て支援のような行政サービスに特化すべきとの見解を示す専門家も認められる。もちろん、育児相談には虐待の事例も含まれるが、この場合、虐待をしている保護者が自らの行為を修正したいとの認識がないと相談そのものが成立しにくい。

児童相談所は市町村単位、警察は都道府県単位の組織との枠組みから、複数の児童相談所における連携と警察の連携を比較すると、「非行や虐待などで事件性の高い事例が他の地域に転居した場合、転居先の児童相談所が、それに関する情報を迅速に入手することは難しい」と指摘されることがある。連携なる言葉を使用するのは容易であるが、実際には「守秘義務」という大義名分によって、転居前と転居後の専門機関の間での情報伝達は、それほど円滑に行われない可能性も否定できない。個人的な体験談だが、ある事例が年齢の都合上、他の専門機関を利用することになった。どのような事態が生じたのかは不明だが、そのクライアントの情報提供を求められた。その際、担当者から「守秘義務がありますから、何も話せないのです」と主張され、こちらが把握している情報を提供してほしいとの一方通行的な関わりをもたれたことがある。このような状況で円滑な連携ができるかといえば難しい。

一方、警察組織では犯罪に対して、全国手配が可能である。仮に転居した事例が犯罪に該当する場合、危機介入の観点から鑑みると、警察組織における連携は福祉機関に比して迅速といえるかもしれない。児童相談所は法的な枠組みからも、懲罰や矯正などの司法的な介入が主たる役割とはいえないので福祉分野としての専門機関と認識することが妥当と考えられる。

もちろん、危機介入の事例に関して、警察への通報によって、すべての問題が解決するわけではない。概して、警察は問題発生以前の状況下では、従来からの民事不介入の視座が完全に払拭されたわけではない。家庭内暴力(DV)やストーカーとも関連性の深いつきまとい行動、これは学生の恋愛トラブルにも生じる事象だが、警察への相談は犯罪発生に対する予防的な機能が生じない事例も認められる。事前に警察に相談していたものの、殺人という最悪の結果になった事件は、この問題を象徴している。

14. ヤングケアラーの問題

スクールカウンセリングの領域で、古くから生じていた現象ではあるが、ヤングケアラーがキーワードとして注目されてきたのは比較的最近といえる。この問題は不登校や虐待の事例とも

無関係ではない。もちろん、ヤングケアラーの事例が、すべての不登校に該当するわけでもないし、常に虐待が生じているわけではない。

思春期における不登校や摂食障害に対するシステム論的家族療法を実施していると、時折、生じる現象に家族の問題を表現してくれるとの文脈でクライアントではなく **IP** というキーワードが使用され、問題行動や症状が家族システムのバランスをとる機能として理解されることがある。家族システム維持の側面から、ヤングケアラーの問題を把握することも可能である。

たとえば、ある中学生が不登校状態にあり、その家庭環境として、保護者が仕事に忙しく、家事の一部および大部分を不登校児が担っていたとすると、その家族内では大きな貢献になる。その状態が保護者にとって好都合であるなら、そして、不登校児がそれを認知（予測）していたならば、不登校状態は持続されることになる。なお、保護者が「あの子はいくら言い聞かせても学校には行かないから、せめて家の用事くらいはさせるようにしています」と主張したとしても、結果的に家の仕事をさせて登校する機会を剥奪しているとすれば、それは子どもに教育を受ける権利を提供していないとの観点で「虐待」と見なすことも可能である。

15. 危機介入とトラウマ事象

いじめや犯罪被害などの人災によるトラウマ記憶の形成、あるいは、阪神淡路大震災や東日本大震災などに代表される自然災害によるトラウマ記憶の形成などはスクールカウンセリングの分野でも重要なテーマといえる。現在では、喪失トラウマも **PTSD** の範疇に組み込まれるようになった経緯から、グリーフケアに象徴される心理的支援は重要な側面である (**Worden, 2018**)。学校現場は災害時には避難場所になっていることも多い。トラウマ事象に関する対応はスクールカウンセラーには不可欠といえよう。

特に、東日本大震災では、家族が行方不明状態のまま、生きているか死んでいるかもわからない状態での「あいまいな喪失⁽²⁾」に対して、従来のトラウマ記憶に焦点化した介入技法（たとえば、**PE** や **EMDR** など）では、十分な効果が認められない場面も少なくなかった。このような事実も的確に認識し、常により効果的な支援法を模索する姿勢がスクールカウンセラーに求められる。

スクールカウンセリングは、臨床心理学の枠組みでいえば、地域援助における 1 つの分野である。アプローチとして、閉鎖空間的な個人心理療法の文脈だけでは十分に機能しないことは、これまでも指摘されてきた。ただし、震災やコロナ状況など、これまで以上にサイコロジカル・ファーストエイド⁽³⁾に立脚した視点も不可欠になってくる。

注

- (1) 外出が可能な不登校に対する学校以外での公的な心理的支援の 1 つとしては、小西 (2011, 2016) を参照されたい。
- (2) あいまいな喪失については黒川ら (2019) の文献などが参考になる。

(40)

- (3) サイコロジカル・ファーストエイドの要点を、コンパクトにまとめたものとして、大澤・加藤 (2022) の記述が参考になる。

文献

- 原田隆之 (2020). 児童虐待のリスクとリスクアセスメント〈虐待のリスクを予測するとは〉とはどういうことか。専門家の臨床的判断よりも統計に基づく判断が優れているのはなぜか。科学的なリスクアセスメントはどうして広がらないのかー 原田隆之 (編) (2020). 子どもを虐待から守る科学 アセスメントとケアのエビデンス. 金剛出版, pp.47-84.
- 石田陽彦 (2022). 臨床心理士活動の多様性と持続可能性をめざして. 臨床心理士報, 33(2), 55-58.
- 伊藤美奈子 (2022). 不登校の理解と支援のためのハンドブック. ミネルヴァ書房.
- 小西宏幸 (2011). 集団セッションにおける不登校児への認知行動アプローチ. 大阪大谷大学紀要, 45, 1-12.
- 小西宏幸 (2016). 不登校児を対象とした集団セッションにおける SST: 回避行動と選択的主訴. 大阪大谷大学紀要, 50, 53-61.
- 黒川雅代子・石井千賀子・中島聡美・瀬藤乃理子 (編著) (2019). あいまいな喪失と家族のレジリエンス 災害支援の新しいアプローチ. 誠信書房.
- 松隈信一郎 (2020). ポジティブサイコロジー 不登校・ひきこもり支援の新しいカタチ. 金剛出版.
- Llewelyn, S., & Doorn, K. A. (2017). *Clinical Psychology: A Very Short Introduction (1st Edition)*. Oxford University Press. 下山晴彦 (編訳) (2019). 臨床心理学入門. 東京大学出版会.
- 日本臨床心理士会 (2022). スクールカウンセリング及びスクールソーシャルワーカーの常勤化に向けた調査研究: 文部科学省令和3年度いじめ対策・不登校支援等推進事業報告書.
- 小椋麻美 (2019). 児童福祉. 生島浩 (編著) (2019). 公認心理師分野別テキスト4 司法・犯罪分野 理論と支援の展開. 創元社, pp.53-55.
- 大澤智子・加藤寛 (2022). サイコロジカル・ファーストエイドの発展と普及. 精神療法, 48(4), 441-445.
- 丹野義彦 (2001). エビデンス臨床心理学 認知行動理論の最前線. 日本評論社.
- 堤亜美 (2017). 下山晴彦 (監修) 学校ですぐに実践できる中高生のための〈うつ予防〉心理教育授業. ミネルヴァ書房.
- Worden, J. W. (2018). *Grief Counseling and Grief Therapy (5th ed.)*. A Handbook for the Mental Health Practitioner. Springer Publishing Company. 山本力 (監訳) (2022). 悲観カウンセリング [改訂版] グリーフケアの標準ハンドブック. 誠信書房.
- 山中康裕 (2022). 若き臨床心理士の諸君へのエール. 臨床心理士報, 33(1), 1-3.
- 米田弘枝 (2019). 児童の福祉. 片岡玲子・米田弘枝 (編著) (2019). 公認心理師分野別テキスト2 福祉分野 理論と支援の展開. 創元社, pp.20-29.